

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を作成する

1 計画期間 令和6年4月1日～令和8年3月31日までの2年間

2 内容

目標1

男性職員のうち法人独自の育児休業等を目的とした休暇制度を利用した者と育児休業を利用した合計の割合が15%以上で、かつ 育児休業等を取得した者が5人以上にする。

対策

- 令和6年4月～ 男性職員の育児休業等の取得状況の把握と制度の周知
- 令和6年8月～ 育児休業等の取得に向けた一般職・指導職・管理職研修の計画（クイック研修含む）期間内2回の実施

目標2

女性職員の育児休業等の取得率を75%以上にする。

対策

- 令和6年4月～ 女性職員の育児休業等の取得状況の把握と制度の周知
- 令和6年8月～ 育児休業等の取得に向けた指導職・管理職研修の計画（クイック研修含む）期間内2回の実施

目標3

法人全職員の時間外勤務を月平均15時間以内とする

対策

- 令和6年4月～ 課・係の年間の時間外勤務時間の状況の把握
- 令和6年8月～ 毎月の課長会で、課・係の時間外勤務時間の確認、必要な対応の実施